

て、のぼりあげをすする子どもが多くなつたが、昔日の面影には程遠い。のぼりを張る丈夫な和紙が少なくなり、かぼ小を依つても、それをあげる場所が少なくなつた。九州では、長崎の取あげが今でも有名であるが、佐伯の子ども達にも、大空高く舞い上つた数々ののぼりに、鳴采して喜びあつていた、往時ののぼりあげの光景を、一目でも見せたいものだと思ふ。

(この項終り)

資料

年貢諸上納皆済褒美

浪木浦地目付文書について

紹介・解説 羽 柴 弘

先日、上浦町津井の樹村松美氏から、この珍らしい古文書の提示を受けた。一応読解、解説をそえてお返ししたが、江戸時代末期の佐伯藩に日、このような事例があつたこととこの誌上にとりあげ、皆さんのご参考にする次第である。

(南海郡郡上浦新浪木宛松美氏家藏)

地見

浪海井浦之内浪木

島目七百文 地目付 松 右衛門

御樽肴 惣 百姓 共

古昔去秋穡成 大風雨ニ而諸作

(注)

- ・浪海井浦が本郷で庄屋があり、枝御浪木に地目付があつて差配していた。
- ・島目七百文は褒美の銀
- ・御樽肴は百姓全部に對する褒美の酒肴、恐らく現場であつたろう。
- ・穡成は稲作の完成を指す。

不毛上打続不漁之処 御年貢諸上納致皆済 当春ニ至而茂 御杖扶持穡借等不願出助合取続候段畢竟役人共差配行届百姓共申付方相守 諸稼精出候故之義神妙之至ニ候依之為褒美 書面之通被下置候間難有可致頂戴候以上

五月十二日

(右讀しー本文のみ)

右は去る秋穡なる大風雨にて諸作不毛の上、打ち続き不漁のとき、御年貢諸上納皆済致し、當春に至つては御杖扶持穡借等不願出助合取続候段畢竟役人共差配行届き、百姓共申し付方相守り、諸稼に精出候故の義神妙の至りに候。依つて御褒美として、書面の通り下し置かれ候間有難く頂戴致すべく候 以上

(この文書のもつてゐる特殊性)

○古文書の少ない上浦町にはじめて見つかつた近世文書である。

○真如銀献納(それとすすめられて)に對する褒美の文書は、江戸時代末期には実が多い。その中で、これは百姓達の奇特さをほめて、藩庁から下さつた、兵利藩政の良さを示す、貴重な例である。全く佐伯藩の善政を示すものである。

○それと村役人である地目付個人の好差配をほめるたぐいでなく、総百姓(つまり浪木中の全部の百姓)に對して御褒美である。こんな例ははじめてである。

とかく、毛利藩善政の資料の少ない特に、このような古文書の出て来たことと喜び、この種のものが続々と発見されることを期待するものである。

- ・諸作不毛は米も他不作
- ・御杖扶持は不作不漁の時百姓に藩より支給する米や麦(大てい食料)
- ・役人共差配は村役人の指差す世話
- ・被下置は下し置かれ
- ・難有可致頂戴は有り難く頂戴致す可き
- ・亥は松右衛門の位階によつて年令から文久三年(一八六三)と推定している